

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会の対応）

第3条の2 議会は、災害時において、議会機能を的確に維持するものとする。

第6条第1項中「公開する」を「公開とし、市民が適切に傍聴することができるよう環境の整備に努めるものとする」に改める。

第7条第1号中「質疑」の次に「又は質問（以下「質疑等」という。）」を加え、同条第2号中「質問」を「質疑等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。